


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税減免規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成12年4月1日付け自治省通知に基づき、東大和市税減免規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>別表第5に減免の対象として下記の固定資産を加える。 公益社団法人又は公益財団法人が地方公共団体の補助を受けて設置した自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産 【減免の額】 税額の2分の1の額 (新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度間に賦課したものに限る。)</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>当該事業の公益性にかんがみ、建設当初の税負担を緩和することで、利用料金の安定に資する。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。